

優秀賞

**高校の家庭科の授業に公的年金・
社会保険教育を取り入れてみて**
—実践報告と提言—

広島県 近畿大学附属東広島高等学校・中学校
田中 由美子

一、はじめに

大学卒業後、家庭科の教員となった私は、初めて給与明細を目にした。が、それを見て、愕然とした。そこに並んでいる数字が一体どのような計算によって求められたのか、〇〇保険料を納めると何のためになるのか、全くわからなかった。自分のことでありながら、自分自身が何もわかっていないもどかしさと悔しさを感じた。

数年後、出産のため退職する直前のある授業中、急に無力感に襲われた。生徒がつまらなそうな顔をしていた。授業前は、教科書と指導書を綿密に読み、自分なりに生徒の興味をひくような内容も盛り込んでいたつもりだった。が、実用的でない単元や、逆に生徒の母親のだれもが教えてやれそうなことを教科書どおりに扱っているだけではいけないのではないか……との思いがした瞬間だった。数年後には男女共修になることが決まっていた。「子育て後、教員に復帰するのであれば、男子生徒も進学校の生徒も『役に立つ』『おもしろい』と感じられるような授業ができるようになりたい……」そう強く心に刻んだことが、この実践に繋がっていたように思う。

実践内容、生徒の授業前後の意識の変化、保護者の金融教育に対するアンケート結果などを基に、私なりの提言を述べたい。

二、社会人の常識

主婦になり家計を預かるようになると、やはり給与明細の内容が読み取れないことが気になった。何年前かに、愕然とした気持ちが蘇った。

周りの友人数名に、どんなしくみになっているのか尋ねてみたが、きちんと説明できる人は皆無だった。

一番身近な経済であるはずの給与明細のしくみをなぜ大多数の人が知らないのだろう……「ああ、学校で教えてもらってないからだ……」答えは、すぐにみつかった。

ある日、近所の主婦数人で失業手当の話題になった。私の全く知らない話題だったので、どんな制度なのか尋ねたが、受給する当人も自分がどうすればもらえるかという内容だけを理解していて、全体的なしくみは把握していなかった。

その他にも、「厚生年金、共済年金って何?」「毎月保険料を給与から引かれて何につながるの?」とさまざまな疑問が日常の中にあふれていた。「私には、社会人の常識がない」……打ちひしがれると同時に、何を学ばばよいかわかった。と同時に「こんなことを教えてくれる場があるといいだろうな」とも思った。

三、教える場所、時期

公的年金・社会保険について学ぶには、社会保険労務士の資格取得のための学習が最適だった。資格を取得し、事務所で実務を経験した。ここで決定的なことに気付いた。「事務所に外向いて来られるのは、給付を受けられると知っている人だけ」ということである。納付は給与から天引きなのに、給付に関しては申請主義がとられている。せっかく、毎月保険料を納めていても、いざというとき給付を受けられることを知らなければ申請できない。「事務所で待っていても教えてあげられる人は非常に少ない。社会に出る前の高校生に教えなければいけない」と痛感した。

四、就職希望者の多い高校にて

4年前、ほとんどの生徒が就職希望という高校の、2年生の家庭科の授業で公的年金・社会保険について教えてみた。

私自身がこの分野を授業で扱うのは初めてであったので、自分の中では「大切な内容」と思っている、高校生は全く興味を示さないのではないだろうか、との危惧を抱きながらのスタートだった。

ところが、生徒たちは、他の分野以上に熱心に聴いていた。労災保険や雇用保険の内容について説明をしていると、質問がいくつも挙がった。アルバイトをしている生徒も多く、また、家族にパートタイムの仕事をしている人もおり、身近なこととして具体的な内容を知りたがっていた。年金についても、授業後の感想に「今のうちに聴いてよかった」というものや、「家族が、年金は納めてももらえなくなるから損だ。と言っていたけど、今日習ったことを僕が家族にきちんと教えて、納めるようさせたい」というものもあった。

この学校での生徒の反応が、「やはり高校生にこの分野を教えるべきだ」という確信になった。

五、進学希望者の多い高校にて

現在の高校で公的年金・社会保険の授業を始めて3年目になる。

年金・社会保険の授業の日、PowerPointを使用するため、パソコンとプロジェクターをかついで、教室に入った。すると、生徒が近づいてきて「先生、今日は何の授業ですか？」と、にこやかに尋ねた。「年金についての授業よ」と答えると、一瞬にして笑顔が曇り、「ああ、難しそうですね……」と言いながら離れていった。年度初めのアンケートでも、この分野への興味は、他に比べると低い。そんな生徒たちに、こちらを向かせるための「導入」をしなければならない。

「まず質問です。みんなが働き始めて、仕事に行くために、一人暮らしのアパートを出たところ、冬、雪が凍っていました。そこで滑って転び、骨折してしまいました。病院へ行って窓口で、まず、何をしますか？」すると、ほとんどの生徒が、「保険証を出します」と答えた。そこで、仕事と通勤途中でのケガ・病気は、労災保険という保険が適用され、健康保険は使わないので、保険証は提示しないことを伝えた。そして、健康保険は治療費の3割を自己負担するが、労災であれば治療費の自己負担がないことなどを説明した。

また、給与明細を示し、みんなが受け取る給与からは、厚生年金・健康保険・雇用保険料が差し引かれていて、万が一のとき、いろいろな給付がされるけれど、それらは申請主義といって、自分で請求しなければ給付されないことなども伝えた。

「……というわけで、社会保険や年金制度は知っておいた方がいいことがたくさんあるので、この2時間、勉強しましょう」とことばを掛ける。そのころには、退屈そうな顔がほとんど消えていた。そして本題に入っていた。

まずは、今話題の国民年金のしくみから。本校は、ほとんどの生徒が進学するので、特に、学生納付特例のことを重点的に触れる。また、「年金」というと年をとってからしか関係ないように思っている生徒が多いが、若くても障害年金にかかわるケースもあることに触れる。

次に健康保険の給付内容の説明。健康保険の給付は保険証を交付してもらうことだけのように思われがちだが、出産・産休中の給付や、病気・ケガで働けず、給与を得られないときの保障があることや、治療・入院費が多額にかかったときに還付される場合があることにも触れる。また、

退職・転職したときの手続きも教える。

雇用保険の失業手当（正確には、基本手当）は、「会社辞めたらもらえるんでしょ」というものではなく、「働ける能力・環境にあり、働きたいという意思がありながら職に就けない人に、次の職が見つかるまでの一定期間、所得保障をする」という趣旨をきちんと把握させる。

そして最後に、これらの給付につながる給与計算の方法を具体的に示して、自分で計算できるように練習した。「新聞・雑誌によく出てくる『標準報酬月額』なんていう難しい言葉も、実は、保険料計算を簡便化するためのこの表ですよ」と伝えたと、「なーんだ」とうなずきながら聞いていた。

こうして、授業前、「難しそう」「自分のこととしてピンとこない」「知っておいた方がいいんだろうけど興味もてない」と言っていた生徒たちの意識が、たった2時間で変わった。

年度末のアンケートでは、「習って役に立った・おもしろかった授業は？」という項目に、約9割の生徒が、調理実習と並んで、この分野を挙げた。

また、「全国の高校でこのような内容を学んだ方がよいと思うか？」という項目にも、約9割の生徒が「そう思う」と答えた。

高校生たちは、就職希望、進学希望にかかわらずとても熱心に聴き、関心を示していた。彼らは、近い将来自分にかかわることとして捉え、必要性も興味も感じているのだと思う。

六、保護者の方たちの金融教育に対する意識

保護者に、金融教育に関する下記の9項目のうち、学校で教えた方がよいと思う項目と、教えるのに適した時期を回答してもらった。

1. 「1ヶ月にかかる生活費」
2. 「一人暮らしにかかる費用」
3. 「一生に必要な費用」
4. 「社会保険・年金」
5. 「消費者金融・多重債務」
6. 「悪質商法・その解約法」
7. 「会社設立・起業」
8. 「株式投資・利殖」
9. 「経済・金融全体のしくみ」

結果（添付資料1）は、「一人暮らしにかかる費用」「社会保険・年金」「消費者金融・多重債務」「悪質商法・その解約法」「経済・金融全体のしくみ」について、特に高校生に教えてほしいとの希望が高いことがわかった。

また、国民年金の保険料滞納の解消法についての問いには、一番多かった「社会保険庁が、家庭・個人に情報提供して納めている手ごたえを感じられるようにする」というものに次いで、「学校で、年金保険料を納めることのメリットや、制度のしくみを教える」という回答が多かった。（添付資料2）

また、年金・社会保険の中の下記の9項目のうち、子どもに学んで欲しい項目と、保護者自身が知りたい項目を回答してもらった。

1. 「公的年金の種類」
2. 「公的年金と個人年金の違い」
3. 「健康保険と医療保険の違い」
4. 「公的年金のしくみと手続き」
5. 「雇用保険のしくみ」
6. 「20歳時の手続き」

7. 「就職・転職時の手続き」 8. 「給与計算の方法、給与明細の見方」
9. 「将来の受け取り年金額」

その結果、保護者自身が知りたいこと（添付資料3）は、「公的年金のしくみと手続き」と「将来の受け取り年金額」の2項目だけが群を抜いて多く、他は、全回答者の4分の1程度にとどまった。

それに対して、子どもに学んで欲しいこと（添付資料4）では、全項目とも半数以上の人希望していた。

自由にご意見をいただくスペースを設けておいたところ、さまざまな貴重な意見もいただいた。
（添付資料5）

それらを授業の中に盛り込むことで、親子で会話して意識を高めたり、知識や情報の交換がなされたりするきっかけにしてもらえれば……との願いも込めている。

七、経済的自己管理の必要性

公的年金・社会保険の学習の最後に「給与計算」を組み込むのには、理由がある。それは、自分が受け取った給与明細書とじっくり対峙できる人は、振り込み支給額欄だけしか理解できずポイントと捨ててしまう人と違って、給与を財産と捉え、管理・活用することに積極的になれると思うからである。

財産をどう管理・活用するかがその人の人生を大きく変えることもある。

去る3月、岡山での、知るぼると主催の宇都宮弁護士による多重債務についての講演会は、私自身にも衝撃的だったが、それを授業で話すと生徒は息を飲んで聴いていた。「多重債務は、金遣いの荒い特別な人が陥るものではない。自分が受け取る給与以上のほんの少しの贅沢をするため、また、生活費の足しにするために、消費者金融に手を出すと法外な利率が適用され、100万円の借入を年利率29.2%で8年間自転車操業すると、1000万円近くの借金になってしまう。その結果、怖い取立てに追われ命を落としてしまうこともある……かわいいCMと、手軽な手続きに気を許すと、誰でもが陥ってしまう危険性がある。欲しいものは、借金をして買うのではなく、お金を貯めてから買うという観念を持つことが大事。また、万が一、多重債務に陥ってしまったら、弁護士会に相談に行くこと」

こんな話を学校で聴くことができれば、一体何人の被害者を救うことができたのだろう……そう思うと、学校の授業の中で、社会に出る前の高校生に、経済的な自己管理能力を養う教育を、きちんと取り入れることの重要性をひしひしと感じた。

八、私の提言

公的年金・社会保険は、急速な少子高齢化が進むと同時に、保険料滞納者の増加により、逼迫している。この滞納者増加の原因は、国民の「制度がわからない不安感」にあるように思えてならない。学校教育でこの分野の教育を周知徹底させ、保険料を納めることの意義やメリットを教えないかぎり、この悪循環は続くのではないだろうか。

一番基礎となる保険制度の趣旨、いざというときの給付の種類と届出の方法などを教えることで、「わからない不安感」から抜け出し、「自己責任」の発想が生まれる。

自分の経済に関する事柄を、自己責任で管理できるという自信を持っていれば、「年金なんて、

もらえなくなりそう払い損だから払わないほうがいい」などという噂話を鵜呑みにして、後先のことを考えず保険料を滞納したり、悪質商法に惑わされたり、多重債務に陥ったりする人も減ってくるのではないだろうか。

この分野は、頻繁に法律が改正される。「だから、取り上げてあまり意味がない」という人もいる。しかし、私はそうは思わない。どんどん変わっていくたびに、対応マニュアルや偏った取り上げ方をされがちだからこそ、一番基本的な趣旨やしくみを正しく理解しておくことが大切だと思う。

それに、基本がわかれば、今まで、「難しそう……」と敬遠して避けていた新聞・雑誌・テレビのこれらのコーナーを見聞きするようになる。そうすれば、自ら学び、新しい知識を得ることもでき、さらに、現在の制度の不合理・不公平な点に意見を持ち、よりよい制度を構築することにも繋がってゆくのではないだろうか。

学校教育は、受験のための知識を与えるだけでなく、卒業後、実生活で役立つ知識や、将来、自ら学ぼうとするきっかけ作りの知識を授けることも大切だと考える。

また、学校教育は、各家庭での教育力格差を生じやすい分野での知識を与え、底上げを図る役割も担っているのであるから、「大人になればわかる」「親が教えてくれる家庭もある」「職場の事務の人がやってくれる」という不確実なものに期待するのではなく、確実な知識を本人に身に付けさせたい。他力本願でなく、自立できる能力の基礎を養いたいと思う。

現在、この分野の教育は、個々の学校や教師の判断で、社会保険事務所や、司法書士会からの派遣講師を招いての講習程度にとどまっていると聞く。そのため、残念なことに全国の高校生が同じレベルの内容を学べる状況にはない。

全国で、一律に学べるようにするためには、学習指導要領に載せ、教科書に具体的で実用的な内容の記載をし、全国の教員を対象にした研修を行うことが必要だと思う。

今年もまた、百万人前後の高校3年生が、きちんと教えてもらえないまま、社会に送り出されてしまう。

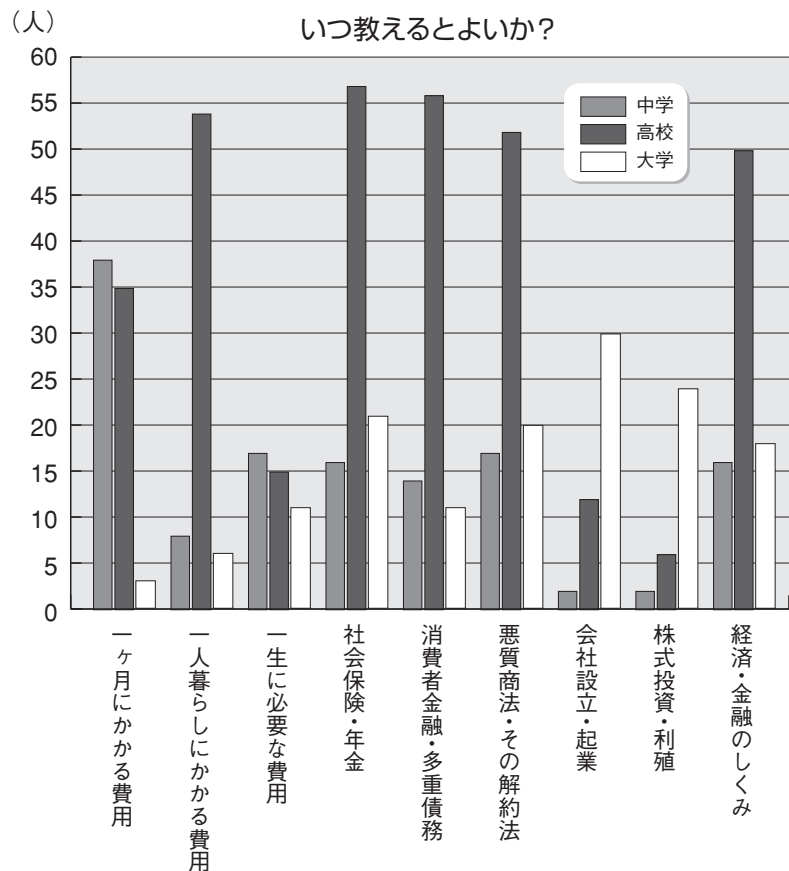
1年でも早く、高校生に年金・社会保険、金融に関する内容を、全国一律にきちんと教えるシステムができることを期待している。

添付資料

①

いつ、教えるのが望ましいか？

	人数		
	中学	高校	大学
一ヶ月にかかる費用	38	35	3
一人暮らしにかかる費用	8	54	6
一生に必要な費用	17	15	11
社会保険・年金	16	57	21
消費者金融・多重債務	14	56	11
悪質商法・その解約法	17	52	20
会社設立・起業	2	12	30
株式投資・利殖	2	6	24
経済・金融のしくみ	16	50	18

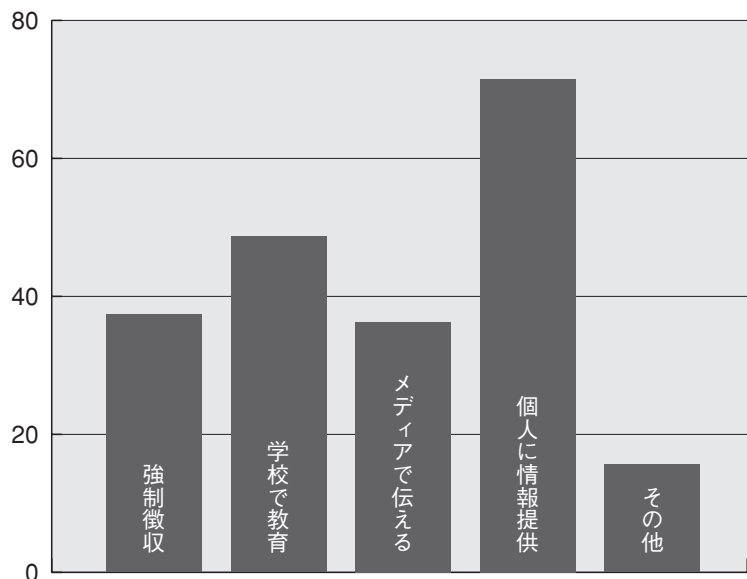


添付資料

②

国民年金の保険料滞納の解消法は？

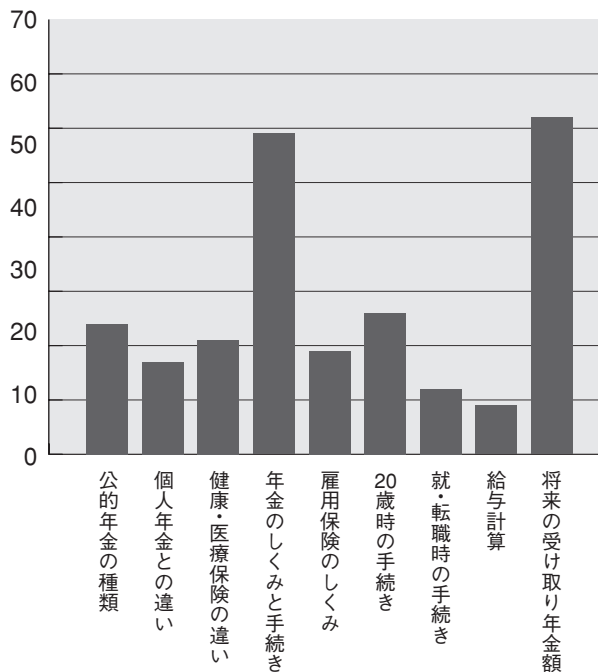
	人数
1. 税と一緒に強制徴収	36
2. 学校でしくみやメリットを教育する	47
3. 社会保険庁がメディアでわかりやすく伝える	35
4. 社会保険庁が家庭・個人に情報提供して納めている手ごたえを感じられるようにする	69
5. その他	15



添付資料

③

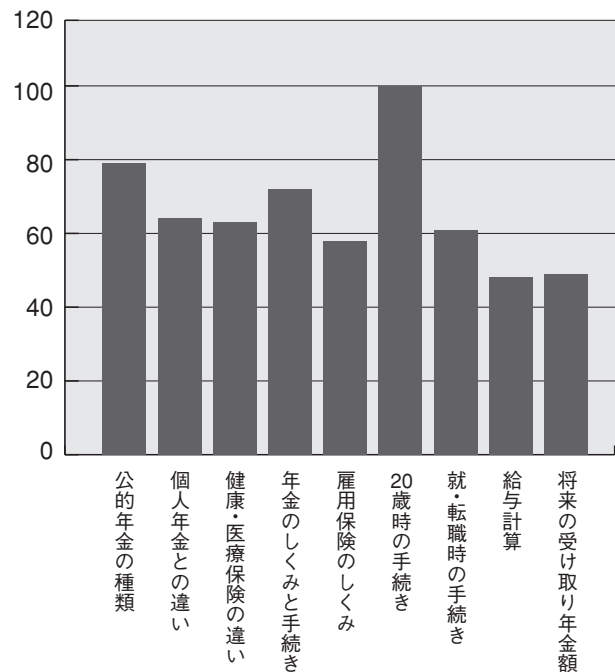
<保護者自身が知りたい>



添付資料

④

<子どもに学んでほしい>



添付資料

⑤

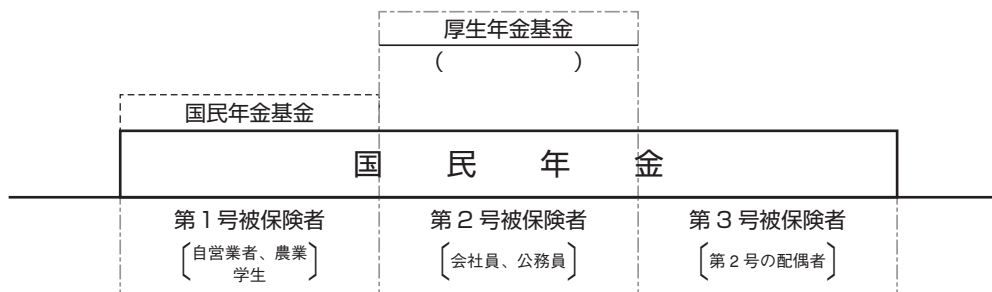
いただいたご意見

- ・年金の収支を毎年報告（ガラス張りに）するべき。
- ・納められた保険料を無駄なものに使用しない（天下りをなくすことも含めて）システムづくりが必要。
- ・年金は納めたい人だけ納めればよい。もし、強制徴収にするなら、将来の受給額を確約し、変更しないで欲しい。
- ・職場の希望で、年収130万円未満に調節して、夫の扶養家族でいられるように働いているが、保険料を自分で納めたいので、この制度をなくして欲しい。
- ・専業主婦だが、自分で保険料を納めたい。夫と妻は同一人物ではないのだから、夫の年金に上乗せで支給されるという方法は不満。
- ・徴収するのは、給与から天引きなのに、給付を受けるときは申請しないともらえないのは、不親切。
- ・子どもには、年金についてしっかり学んで、この制度に疑問や意見を持てるようになって欲しい。
- ・将来、突然の失業や病気に見舞われた場合、公的支援はあるのか、手続きはどうすればよいのか学んでおいて欲しい。
- ・学校で、年金・社会保険のことをしっかり学んで、保険料を納める意義やメリットも知り、みんなが自発的に納めて、安定した世の中、制度にして欲しい。将来の年金生活に不安があると、悪質業者にひっかかることもあるので……
- ・今後の年金は、公に頼るのではなく、自助努力で蓄えておく必要も学んで欲しい。
- ・子どもたちが、最初に現実的に年金に触れるのは、20歳時の手続きだと思うので、延期して納める方法を教えていただきたい。
- ・お金は大切であること、とはいっても何でもお金（金額）で換算して行動することの不合理さも学んで欲しい。計画的にお金を貯め、使うことの大切さ。借金は返さなくてはいけないことも学んで欲しい。
- ・社会保険庁は、公的年金等の教育に関しては、多額の資金を使い、学校へもパンフレットを配布し、教育を行っているようにTVで述べていましたが、私は、学校教育の中で年金教育を受けた記憶はありません。大人になってから徐々に理解できましたが、本来は、社会人になる前に、理解しておくべきだと思う。必要性や意義を理解した上で保険料は払うほうがよいと思う。

<社会保険制度の概要>

★ 国民年金 …… () 歳以上 () 歳未満の全国民が加入する年金制度

- () 基礎年金 …… 25 年以上、きちんと納付していれば、65 歳以降給付される。
- () 基礎年金 …… 障害者になった場合、給付される。65 歳以降給付される。(納めるべき期間の 3 分の 2 以上納めている人のみ)
- () 基礎年金 …… 被保険者が死亡したとき遺族に給付される。



※国民年金には、20 歳に達した日の属する月から加入します。

(私は、200 年 月に加入する。)

その月の 1 ヶ月ほど前に、お知らせが届きますので、住民票のある役所へ行って、加入の手続きをしましょう。加入手続きをしないと、「未納期間」とされてしまいます。

加入すべき期間の 3 分の 1 以上未納期間があると、万が一、障害者になった場合、障害年金が支給されません。また、老齢年金も減額または、支給されなくなりますので、きちんと納めましょう。

ただし、どうしても納付が困難な場合は、「学生納付特例」という制度がありますので、役所へ申し出ましょう。(毎年度、更新が必要です。)

★ 厚生年金保険 …… ● 老齢厚生年金 (65 歳以上になったとき)

- 障害厚生年金 (障害者になったとき)
- 遺族厚生年金 (死亡したとき遺族に給付)

★ 健康保険 …… 仕事上ではない病気やけが () をしたとき

- () …… 呈示すれば病院で治療が受けられる。
- 出産育児一時金 …… 本人か配偶者が出産したとき。
- ▲ ● 出産手当金 …… 産休中、給与の () 割支給。
- 傷病手当金 …… 連続して 4 日以上、私傷病で () で休んで収入がないとき。給与の () 割の所得保障。
- 高額療養費 …… 医療で高額の自己負担をしたとき。

会社員 (公務員)	自営業者・扶養に入れない人
厚生年金 (共済年金)	国民年金
政府管掌健康保険	国民健康保険
組合健康保険	

★ **雇用保険** …… 労働者が（ ）したとき等の援助
 ※週に 20 ～ 30 時間労働する人も加入できる。

● 失業手当 …… 失業し、働く（ ）と働ける（ ）
 （基本手当） …… がある者に所得保障。
 ◎退職理由（自己都合？ or 倒産・解雇？）による違い

● 教育訓練給付 …… 3 年以上、被保険者であると
 教育訓練を受けた費用の 2 ～ 4 割支給。

▲ ● 育児休業給付 …… 育児休業中、給与の（ ）割、
 + 復帰後（ ）割支給。

● 介護休業給付 …… 介護休業中、給与の（ ）割支給。

★ **労災保険** …… 業務上（工作中）または、（ ）途中の事故が原因で、
 （ ）または（ ）したとき
 ※労働者は保険料を払わなくてよい（事業主が払う）
 ※パートもアルバイトもすべて該当

- 療養給付（治療費） …… 労災指定病院で治るまで治療が受けられる（ ）
- 休業給付（所得保障） …… 労災事故が原因で働けないとき
- 障害給付 …… 労災事故が原因で障害が残ったとき
- 遺族給付 …… 労災事故が原因で死亡したとき

★ **公的年金・社会保険に加入すると、どんな給付が受けられる？**

● と番号を線で結んでみましょう

国民年金法 ●
 厚生年金保険法

健康保険法 ●

雇用保険法 ●

労災保険法 ●

- ① 年をとったときの年金給付
- ② 加入者が死亡したとき、遺族に年金給付
- ③ 障害を負ったときの年金給付
- ④ 病気・けが（仕事以外）の治療費の一部給付
- ⑤ 病気・けが（仕事上）の治療費の給付
- ⑥ 通勤時のけがの治療費の給付
- ⑦ 労務不能で収入がないときの所得援助
- ⑧ 出産時の費用の一部給付
- ⑨ 高額な医療費がかかったときの一部給付
- ⑩ 産休中の所得援助
- ⑪ 育休中の所得援助
- ⑫ 介護休業中の所得援助
- ⑬ 失業したときの所得援助

＜給与明細の見方＞（例）

(株) 海山商事 勤務 42歳
 給与支給額 308,875円
 扶養親族等の数 2人 の場合

給与支払明細書		
(年 月)		
出勤日数	22日	
時間外労働	30時間	
支 給 額	基本給	200,000
	時間外手当	45,875
	皆勤手当	5,000
	住宅手当	20,000
	役職手当	30,000
	交通費	8,000
支給額合計	308,875	
控 除 額	健康保険料(+介護保険料)	14,175
	厚生年金保険料	21,432
	雇用保険料	2,471
	社会保険控除後の給与	262,797
	所得税	5,840
	住民税	11,000
財形貯蓄		
控除額合計	54,918	
差引支給額	253,957	

前年度の所得に対して課税・徴収されるので、1年遅れで納める。(市町村税・県民税)

表1 健康保険 厚生年金保険 標準報酬月額保険料額表

等級	標準報酬月額(円)	報酬月額		健康保険		厚生年金保険
		以上	未満	介護保険に該当しない(40歳未満)	介護保険に該当する(40歳以上)	
1	98,000		101,000	4,018	4,630	7,001
2	104,000	101,000	107,000	4,264	4,914	7,430
3	110,000	107,000	114,000	4,510	5,197	7,858
14	220,000	210,000	230,000	9,020	10,395	15,717
15	240,000	230,000	250,000	9,840	11,340	17,146
16	260,000	250,000	270,000	10,660	12,285	18,574
17	280,000	270,000	290,000	11,480	13,230	20,003
18	300,000	290,000	310,000	12,300	14,175	21,432
19	320,000	310,000	330,000	13,120	15,120	22,861
20	340,000	330,000	350,000	13,940	16,065	24,290

支給額合計でみる

表2 雇用保険 計算式

賃金の支給額合計 × 8/1000 = 雇用保険料額

支給額合計でみる

① 社会保険料合計

= (支給額合計) - ① - 交通費

表3 給与所得の源泉徴収税額表 (月額表)

その月の社会保険控除後の給与の金額	扶養親族等の数	税 額			
		0人	1人	2人	3人
以上 未満					
191,000 193,000		7,020	4,490	1,950	0
193,000 195,000		7,130	4,600	2,060	0
195,000 197,000		7,240	4,710	2,180	0
197,000 199,000		7,350	4,820	2,290	0
257,000 260,000		10,740	8,210	5,680	3,140
260,000 263,000		10,910	8,380	5,840	3,310
263,000 266,000		11,080	8,550	6,010	3,480
266,000 269,000		11,250	8,710	6,180	3,650